

「学校ネットワークシステム再構築及び運用保守業務」
公募型プロポーザル実施要領

令和元年 8 月

甲府市教育委員会

「学校ネットワークシステム再構築及び運用保守業務」

公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

令和2年度からの県統合型の校務支援システムの運用開始に伴い、文部科学省が示す「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、情報セキュリティ対策の強化が必要となった。

そのため、学校ネットワークシステムの再構築及び運用保守に際して、民間の高度な専門的知識やノウハウなどを活用した優れた提案を得るために、公募型プロポーザル方式により受託事業者を決定する。

2 公募型プロポーザルの概要

(1) 業務名

学校ネットワークシステム再構築及び運用保守業務

(2) 業務内容

別添「学校ネットワークシステム再構築及び運用保守業務仕様書（事業、業務、サービス）」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 提案上限額（消費税等相当額を含まない金額）

金346,500,000円

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

また、後述する提案価格書を提出する際は、上記提案上限額を超えてはならない。

(5) 主催者及び事務局

- ・主催者 甲府市教育委員会
- ・事務局 甲府市教育委員会 教育部教育総室学事課
山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

(6) スケジュール

- ・選定については、別紙1を参照
- ・業務については、仕様書を参照

(7) 参加資格要件

本公募型プロポーザルに参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当し

ていないこと。

- ② 公告の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 甲府市入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。
- ⑥ 甲府市の指名停止を受けている者でないこと。
- ⑦ 租税を完納していること。
- ⑧ 過去5年以内に国、地方公共団体において、本業務に類似する業務に関する実績を有していること。
- ⑨ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においてはその役員が暴力団員でないこと。

(8) 参加資格要件確認基準日

甲府市教育委員会が企画提案書を受理した日から、提案事業者と委託契約を締結する日までの間とする。

(9) 提出書類等

① 参加表明に関するもの

- (ア) 提出書類
- ・参加表明書（様式1）
（提案者が提案の一部について、他の企業への下請け委託を前提とする場合は、業務協力契約予定書（様式6）を添付すること。）
 - ・会社概要等整理表（様式3-1～3-4）
 - ・誓約書（様式7）
 - ・法人市民税納税証明書（本実施要領6その他（1）を参照）
- (イ) 提出期限
- 令和元年8月19日（月）15時（遅れた場合は参加を認めない。）
この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。
- (ウ) 提出先
- 甲府市役所本庁舎9階 教育部教育総室学事課学事係
- (エ) 提出方法
- 上記提出先へ直接持参すること。（郵送等其他の手段による提出は不可）

② 企画提案に関するもの

- (ア) 提出書類
- ・企画提案書（様式2）を表紙として作成する。
- (イ) 提出部数
- 代表者印押印のもの1部、写しを10部 合計11部
企画提案書の表紙に「様式2」を使い、紙製ファイルに綴り、ファイルの表紙及び背表紙に業務名、会社名を表記すること。
企画提案書と同じ内容をCD-ROMで1枚

- (ウ) 提出期限 令和元年9月4日(水)15時(遅れた場合は参加を認めない。)この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。
- (エ) 提出先 甲府市役所本庁舎9階 教育部教育総室学事課学事係
- (オ) 提出方法 上記提出先へ直接持参すること。
(郵送等他の手段による提出は不可。)
- (カ) 作成要領
- ・優先交渉権者選考審査基準(以下「審査基準」という。)の記載項目に従い作成すること。
(補足資料についてはこの限りではない。)
 - ・提案書の記述にあたっては、説明を要せずとも提案書を読んで理解できる内容とすること。
 - ・審査基準の記載項目毎に対象とする提案を行うこと。
 - ・記載は当該項目内で完結すること。当該項目以外に掲載されている記述は、採点の対象とならないことに留意すること。
 - ・提案書に記載する内容は全て本事業における実施義務事項として事業者が提示し、契約するものであることに留意すること。
 - ・説明は文章をもって行い、図等はその補助として用いること。図のみの説明は認めない。
 - ・業務仕様等、甲府市教育委員会が公開した各種事業関連図書の内容を前提として提案すること。
 - ・審査基準記載項目の内【4.その他】を除く全ての項目は、必須として記入すべきものであり、これらの項目において、記入がないなどの場合は、評価できないため失格となる場合があることから、記入には十分留意すること。
 - ・提案書は40ページ以内とすること。(様式2の表紙は含まず。)

③ 提案価格に関するもの

- (ア) 提出書類
- ・提案価格書 (様式4)
 - ・提案価格内訳書(様式5)
- (イ) 提出部数 代表者印押印のもの1部(封入封緘押印のこと。)
- (ウ) 提出期限 令和元年9月4日(水)15時(遅れた場合は参加を認めない。)この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。
- (エ) 提出先 甲府市役所本庁舎9階 教育部教育総室学事課学事係
- (オ) 提出方法 上記提出先へ直接持参すること。
(郵送等他の手段による提出は不可。)
- (カ) 作成要領 提案価格書提出の際、提案価格内訳書(様式5)を1部提出すること。なお、提案価格内訳書は、提案価格書と割印し、提案価格書の封筒に同封すること。

(10) 質問等

① 第1回質問書提出

- (ア) 提出期限 令和元年8月9日(金) 15時
- (イ) 提出方法 質問書(様式9)を使用して作成し、電子メールにより提出すること。到着確認を必ず行うこと。
- (ウ) 提出先電子メール gakuji@kofu-ymn.ed.jp
- (エ) 確認先 甲府市教育委員会 教育部教育総室学事課
電話 055-223-7322
- (オ) 回答日 令和元年8月15日(木)
※質問及び回答は、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札・契約/入札情報(その他・公募型))に掲載する。

② 第2回質問書提出

- (ア) 提出期限 令和元年8月19日(月) 15時
- (イ) 提出方法 質問書(様式9)を使用して作成し、電子メールにより提出すること。到着確認を必ず行うこと。
- (ウ) 提出先 gakuji@kofu-ymn.ed.jp
- (エ) 確認先 甲府市教育委員会 教育部教育総室学事課
電話 055-223-7322
- (オ) 回答日 令和元年8月22日(木)
※質問及び回答は、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札・契約/入札情報(その他・公募型))に掲載する。

- ③ 留意事項 本要領、事業契約書(案)及び仕様書の内容以外の質問には、回答しない。

(11) ヒアリング(プレゼンテーションを含む)

- ① 実施日 令和元年9月17日(火)
- ② 場 所 甲府市役所本庁舎4階「大会議室」
※時間等の詳細は、別途通知する。

3 選考について

(1) 受託事業者の選考

審査基準に基づき、「学校ネットワークシステム再構築及び運用保守業務」受託事業者選考審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、企画提案書審査及びヒアリングを行い、企画提案内容を公平かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を優先交渉権者として選考する。また、次点交渉権者も併せて選考する。

(2) 優先交渉権者

審査委員会にて選考された優先交渉権者は、甲府市教育委員会と仕様並びに価格等を協議のうえ、甲府市教育委員会の決定を受けることにより受託事業者となる。ただし、優先交渉権者と協議が調わない場合、甲府市教育委員会は、次点交渉権者と協議を行うことがある。

また、参加表明者が1者の場合であっても審査等を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選考し、上記協議を行う。

(3) 受託事業者

受託事業者は、甲府市教育委員会と契約を締結し、受託業務を実施する。

4 公募型プロポーザルの評価

企画提案書のヒアリングを実施した後、審査基準により企画提案書の評価を行う。

提案内容の評価のポイントについては、審査基準を参照のこと。

5 審査結果

審査を受けた各事業者に対し、文書にて通知する。

また、審査結果（優先交渉権者及び次点交渉権者についてはその名称まで）を甲府市ホームページに掲載する。

6 その他

- (1) 参加資格要件⑦の租税については、市区町村税とし、納期限未到来及び延納証明があるものを除き、原則として完納した法人市民税納税証明書を提出すること。本店所在地の自治体が発行する証明書、または、甲府市内に営業所等がある場合には、甲府市の証明書を提出すること。
- (2) 企画提案書の作成・提出、ヒアリングの参加等一切の経費は、企画提案者の負担とする。また提出書類は返却しない。
- (3) 様式3-4に記載した役割担当者を変更する場合には、事前に甲府市教育委員会に届け出るものとする。ただし、その場合には従前の担当者と同等以上の技術を有することを示す証拠書類等を添付すること。
- (4) 提出書類の著作権等の取り扱いについては、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。但し、事業者選定結果の公表等において甲府市教育委員会がこの事業に関し必要と認める用途については、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (5) 提案者は、1つの提案しか行うことができない。
- (6) 公募型プロポーザルに関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、甲府市教育委員会が認めた場合はこの限りではない。
- (7) 参加表明書提出後、参加を辞退する場合は、辞退届（様式8）を企画提案書の提出期限内に事務局に直接提出すること。（郵送等他の手段による提出は不可）参加辞退は自由であ

- り、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。
- (8) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (9) 次のいずれかに該当する参加表明は、無効とする。
- ① 実施要領等に示した参加者に必要な資格のない者が行った応募
 - ② 参加者の記名及び押印を欠く参加又は参加事項を明示しない応募
 - ③ 参加表明書等に虚偽の記載をした応募
 - ④ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
 - ⑤ 2通以上の書類提出がなされた応募
 - ⑥ その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した応募
- (10) 契約書（案）及びサービス仕様書等に基づき契約を行うものとする。
- (11) スケジュール変更については、甲府市ホームページへ随時掲載する。
- (12) やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと甲府市教育委員会が判断したときは、プロポーザルを中止する場合がある。その場合においても、応募に関わる全ての経費は甲府市教育委員会に請求できない。

以 上